

与謝野町事業者経費高騰緊急支援交付金

与謝野町では、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等の影響下で、燃料費及び電気料金の高騰により影響を受けている町内事業者を対象に、事業継続の支援を目的に交付金を交付します。

■交付対象者

与謝野町内に本籍又は住所を有する中小企業者または小規模事業者等
※農業者は対象外となります。

■交付額

【補助率】 支払総額の10分の3以内

【上限額】

事業者区分		交付金の限度額
中小企業者 ※①		20万円
小規模事業者 ※②		10万円
社会福祉法人又は特定非営利活動法人等	従業員数が5人を超える事業者	20万円
	上記以外の事業者	10万円

※① 中小企業法第2条第1項各号に規定する中小企業者

※② 中小企業法第2条第5項に規定する小規模企業者

■申請対象経費

令和4年4月1日～12月31日までの間に支払った1事業者当たりの「燃料費」及び「電気料金」

■申請受付

令和4年7月20日(水)から令和5年2月15日(水)までに本庁舎商工振興課へ提出して下さい。

※申請書類は本庁舎商工振興課、加悦庁舎、野田川庁舎の窓口で配布しています。

■お問合せ

与謝野町役場 商工振興課
TEL0772-43-9012(平日8:30～17:15)